

議第 33 号

飛驒農業共済事務組合理約の変更について

飛驒農業共済事務組合理約を次のように変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

農業災害補償法の改正に伴い組合理約を変更しようとする。

飛驒農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

飛驒農業共済事務組合同規約（平成2年3月9日岐阜県指令飛総第2192号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業<u>及び農業経営収入保険事業</u>に関する事務を共同処理する。</p>

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。